

令和5年2月

美里町教育委員会定例会議事録

令和5年2月教育委員会定例会議

日 時 令和5年2月27日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（4名）

1番 教育長職務代理者 留守 広行

2番 委 員 佐藤 キヨ

3番 委 員 大森 真智子

4番 委 員 佐々木 忠夫

欠席（1名）

教 育 長 大友 義孝

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼

学校教育環境整備室長 佐藤 功太郎

教育総務課長 伊藤 博人

教育総務課総務係長 青山 裕也

学校教育環境整備室

技術主査兼教育総務課

管理係長 佐藤 敏次

学校教育専門指導員 阿部 毅

青少年教育相談員 門脇 宏

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和5年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の指定

第 2 教育長職務代理者の指名について

第 3 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

- 第 4 教育長報告
 - 第 5 報告第 78 号 新型コロナウイルス感染症について
 - 第 6 報告第 79 号 基礎学力向上等について
 - 第 7 報告第 80 号 美里町新中学校開校準備委員会について
 - 第 8 報告第 81 号 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 9 報告第 82 号 区域外就学について
 - 第 10 報告第 83 号 指定校の変更について
 - 第 11 報告第 84 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1 月分）について
 - ・ 協議事項
 - 第 12 令和 4 年度美里町議会 3 月会議について
 - 第 13 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
 - 第 14 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について
 - 第 15 美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について
 - 第 16 美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について
 - 第 17 美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 中学校体育連盟における保護者の負担金について
 - 今後の中学校における部活動の在り方について
 - 令和 4 年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について
 - 令和 5 年 3 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和5年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の指定

第 2 教育長職務代理者の指名について

第 3 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 4 教育長報告

第 5 報告第78号 新型コロナウイルス感染症について

第 6 報告第79号 基礎学力向上等について

第 7 報告第80号 美里町新中学校開校準備委員会について

第 8 報告第81号 美里町新中学校整備等事業について

第 9 報告第82号 区域外就学について

第10 報告第83号 指定校の変更について

第11 報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1月分）について

- ・ 協議事項

第12 令和4年度美里町議会3月会議について

第13 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

第14 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について

第15 美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について

第16 美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について

第17 美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について

- ・ その他

行事予定等について

中学校体育連盟における保護者の負担金について

今後の中学校における部活動の在り方について

令和4年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

令和5年3月美里町教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

第 9 報告第82号 区域外就学について

第10 報告第83号 指定校の変更について

第11 報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1月分）について

午後1時30分 開会

○教育長職務代理人（留守広行） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。

本日、大友教育長からお身内のご不幸のため欠席するとの連絡がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理である私、留守広行が教育長の代理を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和5年2月教育委員会定例会を開会いたします。

説明員といたしまして、教育次長兼学校教育環境整備室長、教育総務課長、教育総務課総務係長、学校教育専門指導員、青少年教育相談員が出席しております。また、一部事項において担当職員が出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議を行います。

令和5年1月教育委員会定例会の議事録承認について、事務局からの説明をお願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、令和5年1月教育委員会定例会の議事録の承認についてのご説明を申し上げさせていただきます。

1月に開催されました定例会の議事録につきましては、事前に教育委員の皆様へ配付させていただいたところでございます。本日時点で、多少字句の修正等をいただいておりますが、現状としまして各委員様から内容の修正については特にご意見はいただいていないと認識しております。こちらの内容でご承認いただけるようであれば、その後、事務局のほうで公開までの手続に入らせていただきたいと思いますので、その点お含みいただいた上でご承認を頂戴できると幸いです。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、令和5年1月教育委員会定例会の議事録承認について、ご異議ありませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ご異議ないと認めさせていただきます。それでは、承認されましたので、よろしくお願いいたします。

日程 第 1 議席の指定

○教育長職務代理人（留守広行） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

令和5年2月19日をもって、私、1番留守の任期が満了を迎えていましたが、改めて任命を受けましたので、令和5年2月20日より新たに任期を迎えます。こちらに伴い、改めて議席の指定を行います。

委員自体に変更は生じていないため、1番留守、2番佐藤委員、3番大森委員、4番佐々木委員にお願いしたいところですが、委員の皆さん、こちらでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、議席については以上のようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

日程 第 2 教育長職務代理人の指名について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第2、教育長職務代理人の指名を行います。

こちらは、令和5年2月20日以降のものとなりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定しています。教育長より、1番委員であります私、留守に指名する旨の報を頂戴しております。私のほうで務めさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） お願いいたします。ありがとうございます。

日程 第 3 議事録署名委員の指名

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、教育長が指名することとなっております。本日は1番留守、2番佐藤委員にお願いをいたします。よろしく

お願いいたします。

報告事項

日程 第 4 教育長報告

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第4、教育長報告を行います。

教育長報告につきましては、事前に資料をお配りしており、内容をご確認いただいていると思いますので、その資料をもって報告とさせていただきます。

この報告について何かご質問があれば、後日、大友教育長にお願いしたいと思います。

日程 第 5 報告第78号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長職務代理人（留守広行） 次に、日程第5、報告第78号 新型コロナウイルス感染症について、事務局からの報告を求めます。佐藤教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私からご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料につきましては、お手元のグラフと表があると思いますのでご覧いただきたいと思います。

このグラフのとおり、感染状況は落ち着いてきているということでございまして、最近報告もございしますが、数は非常に少なくなっているという状況で落ち着いているのかなというところがございます。

2枚目は、これまで各学校において取った措置を表にしたものでございます。直近でございますと、中塚小学校で増えたということで、1月23日から1月25日まで1学年、あとは特別支援学級について、学年閉鎖と学級閉鎖を行っているというところがございます。

あと、コロナ関連ということでお話ししますが、2月10日に国のコロナ対策本部のマスクの着用に対する見解が出たということでございまして、同日、それに基づいた文部科学省の通知がされてございます。その後、宮城県の教育委員会から2月13日に通知がありまして、今後のマスクの着用ということで、学校においては4月からマスクの着用の見直し。あと、その

前の卒業式についてもマスクの着用を見直していくというお話が出ているところで、美里町の対応といたしましては、そのような通知を踏まえて、それぞれの学校の実情に応じて学校長が対応していくということで、やはり現場が一番状況を分かっているということもございますので、各種通知を踏まえて、それぞれ規模も当然違いますし、対応もそれぞれということもございますので、それぞれの学校の実情に合わせた対応ということで、美里町については進めていくことにしているところでございます。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

- 教育長職務代理者（留守広行） ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長職務代理者（留守広行） ないようであれば、次に進めさせていただきます。

日程 第 6 報告第 7 9 号 基礎学力向上等について

- 教育長職務代理者（留守広行） 次に、日程第 6、報告第 7 9 号 基礎学力向上等について、事務局からの報告を求めます。阿部先生、お願いいたします。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、私のほうからのご連絡は 3 点となります。

まずは、令和 5 年度の町、そしてまた学校等の主要行事予定、最新版でございます。おおむね固まったところでございますので、ご参考にしていただければと思います。

それから 2 つ目、小学校進学状況及び中学校の高校入試結果・進学状況ということですが、まず小学校の進学状況につきましては、前回お示しした資料から確定したところですが、不動堂小学校で宮城学院のほうに受験予定の女子が 1 名おりましたが、その女子の児童は受験せずとなりました。それから、南郷小学校で 1 名、黎明中の補欠合格待ちの男子児童がおりましたが、その子は残念ながら不合格ということになりました。ということで、表のような形になりました。

小牛田中学校への進学者は、小牛田小、北浦小、中埴小の児童全部の人数が小牛田中学校に進学ということで、3 クラスにすることができると思っております。

高校入試の結果につきましては、資料 2 のカラーのほうでございます。公立学校の受検者数の部分まで示させていただきました。合格の発表はまだ先でございますので、最新の最後の進学状況については次回の教育委員会定例会ということで、まずは受験状況をご確認いただけ

ればということです。

3つ目の、来年度の指導主事学校訪問につきましては、町から事務所のほうへ要請をしております、資料3のような日程が組まれてまいりました。この日程で来年度は指導主事の訪問をお願いしているということでございます。

なお、令和4年度のまとめに関わる教育力アップの具体的事項や学習生活状況調査、それから学校評価、園評価等々につきましては現在収集中ですので、次回の定例会にお示しをするようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○教育長職務代理者（留守広行） ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 今回の阿部先生のお話で疑問をちょっと受けました。というのは、この3つで基礎学力向上等についてってどうしてなんだろうと。行事予定と、高校入試の進学の結果と、指導主事訪問の日程の予定、直接基礎学力向上には関係ないと思ったので、これに題をつけるのであれば、各校の主要行事等についてとかにすると分かりやすいなと思います。私、去年と一昨年のを調べてみたんですよ。そうしたら、やっぱりこれとは違っていたので、そうだなと思って安心しました。ということで、分かりやすい題をつけたほうがいいんじゃないでしょうか。

○教育長職務代理者（留守広行） 阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） ご指摘のとおりだと思いますが、この報告の題名につきましては決まっているというか、出典の題目になっているということで、このところの変更はちょっと、あまり考えられないのかなと。

○委員（佐藤キヨ） そういうときは説明のときに入れていただけたらと思います。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 分かりました。

○教育長職務代理者（留守広行） そのほかございませんでしょうか。

なければ、次に進めさせていただきます。

日程 第 7 報告第80号 美里町新中学校開校準備委員会について

○教育長職務代理者（留守広行） 次に、日程第7、報告第80号 美里町新中学校開校準備委員会について、事務局からの報告を求めます。では佐藤係長、お願いします。

○学校教育環境整備室技術主査兼教育総務課管理係長（佐藤敏次） それでは、私のほうから、美里町新中学校開校準備委員会についてご説明させていただきます。

第5回PTA・通学検討部会が令和5年2月6日に開催されましたので、その内容をご報告いたします。

協議の内容については2点ございまして、1点目はスクールバスの停留所について、2点目は徒歩・自転車通学の想定される通学路について、ということになっております。

1点目につきましては、スクールバスの停留所については、新中学校開校時に在籍する生徒のおおよその位置を地図上にプロットし、効率的なルートとなるように修正したものをルート案ということで確認しております。また、各停留所の状況についても、資料を添付してその確認をしていただいております。

このことについて、委員会、議員さんからの意見としましては、小学校のスクールバスと同じ停留所があるところがございますので、バス待ちで混雑にならないように、またバスの乗り間違えなどがないように時間帯をずらす必要があるのではないかとというような意見がございましたので、今後、混雑しないようなスクールバスの運行時間の調整というのを行っていくこととなります。詳細につきましては、資料1のほうにございますので、ご確認いただければと思います。

次に、徒歩・自転車通学の想定される通学路について、こちらについて、徒歩・自転車通学で利用が想定される主要な道路について確認を行っております。また、通学路として利用が想定される三十軒踏切については、踏切の幅が広く、線路の幅ですね、通行する踏切の道路の幅が狭いという危険な箇所であるため、事前に交通量調査を実施しております。それについては、資料2の裏面のほうにございますので、ご確認いただければと思います。今後、通学安全マップを作成していく予定としておりまして、徒歩・自転車通学で利用が想定される道路とそれに伴う危険な箇所についての意見交換を行わせていただきました。

協議での主な意見としては、危険箇所については子供の目線で確認を行うこともしたほうがよいのではないかとという意見もございました。春休みや夏休み等の長期休暇期間を利用して、子供目線でのチェック、確認もできないかというのを今後検討していきたいと考えております。

次に、次回の会議の内容について話し合いまして、スクールバスの停留所については、今後、新中学校へ入学予定の保護者への意見調査を実施して、その調査結果を踏まえて内容を決定していくというところで考えております。

そのほか、徒歩・自転車通学の通学路については、想定される通学路の危険箇所等について

調査をさらに進めていった上で、通学安全マップの案を作成し、今後会議の中で確認を行っていくということで確認をしておりました。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進ませていただきます。

日程 第 8 報告第 8 1 号 美里町新中学校整備等事業について

○教育長職務代理人（留守広行） 次に、日程第 8、報告第 8 1 号 美里町新中学校整備等事業について、事務局からの報告を求めます。佐藤係長、お願いいたします。

○学校教育環境整備室技術主査兼教育総務課管理係長（佐藤敏次） それでは、私のほうから、美里町新中学校整備についてご説明させていただきます。

まず、造成工事業務についてですけれども、盛土されている写真の左側の校舎側については、現在も沈下が促進されている状況でございますので、引き続き観測を行ってまいります。写真の右上側にあります防災調整池については、沈下が収まってきましたので、現在、地盤の解析を行っております。解析の結果、沈下が収まったと判断できた場合には、防災調整池のほうから掘削の工事を開始いたします。

また、盛土の沈下の観測と並行して、学校敷地内の雨水を排水するための側溝の工事を、敷地の周囲に設置するということで今工事を進めておりまして、現在、写真の上側、方角でいうと北東側ですね、それと写真の右側の南東側の工事を行っております。

次に、設計業務についてご説明いたします。現在、実施設計がまとまりつつあることから、一般財団法人宮城県建築住宅センターに協力をいただきながら、図面の最終チェックを行っているところでございます。また、設計業務を行っている関・空間設計では、建築確認申請に向けた事前審査を確認検査機関に提出しております。今後、最終チェックの結果や事前審査の結果を基に図面の修正を行いながら、確認申請の手続を進めていくこととなります。

次に、資料をめくっていただきまして、物価変動への対応についてご説明させていただきます。こちらは新中学校整備等事業の契約書の第 6 8 条に「物価の変動がある場合、町と事業者

は、別紙5に定めるところに従い、サービス対価の見直しを行う。」と規定されております。その内容については、以下の別紙5抜粋というところに掲載されておりますので、そちらの資料をご確認いただければと思います。

主な内容としては、基準日から変更時点までの物価指数が1.5%以上変動した場合、町及び事業者は双方において1度に限り建設工事費の見直しを請求することができることとされておまして、請求できる日は令和5年3月23日以降となっております。

改定率の基準については、提案時点である令和3年10月の物価指数を基準としておりますので、そこから請求時点での指数の変動率を基に変更される建設工事費が算出されることとなります。

資料の最後、表になっている資料をご覧いただきたいんですが、物価指数というのが毎月高くなっているというところが確認できるかと思います。一般財団法人建設物価調査会が公表している建設物価指数によると、基準となっております令和3年10月から令和5年1月時点の物価指数の上昇は約10%上昇しているとされています。今後も上昇を続けるものと考えられますので、仮に上昇率15%を想定して建設工事費の変更額について計算をした場合には、4億3,362万円の増額変更が必要になるという見込みを立てております。

このほかに、現在行っている実施設計では、これまでの設計変更に伴う建設工事費の追加についても、物価の上昇があるということで、こちらも加算が必要になると考えております。現在想定している設計変更に伴う追加分の金額に対しても、同様に15%上昇するのではないかと想定して計算すると、約1億9,205万円が必要になると考えておりますので、これら合わせますと、物価変動に伴っては4億3,362万円、設計変更の部分に関して1億9,205万円、こちらを合わせますと6億2,567万円の建設工事費の増額変更が必要になると現在のところ見込んでおります。

以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告について、ご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進めさせていただきます。」

報告事項

【秘密会】

日程 第 9 報告第 8 2 号 区域外就学について

日程 第 1 0 報告第 8 3 号 指定校の変更について

日程 第 1 1 報告第 8 4 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1 月分）について

次の日程第 9、報告第 8 2 号から日程第 1 1、報告第 8 4 号ですが、こちらは秘密会に相当する内容が含まれていますので、秘密会が妥当と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。これらの議事について秘密会としてよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

それでは、これより秘密会とさせていただきます。ご対応をお願いいたします。

○教育長職務代理者（留守広行） ここで秘密会を解かせていただきます。事務局でご対応をお願いいたします。

協議事項

日程 第 1 2 令和 4 年度美里町議会 3 月会議について

○教育長職務代理者（留守広行） これより協議事項に入ります。

日程第 1 2、令和 4 年度美里町議会 3 月会議について、事務局からの説明を求めます。伊藤教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長（伊藤博人） 皆様、お世話さまでございます。

私からは、日程第 1 2、令和 4 年度美里町議会 3 月会議について、資料をご説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

美里町議会の 3 月会議につきましては、今週木曜日、3 月 2 日からを初日として開会予定となっております。私からは、教育委員会に関連する部分ということで、本日、専決処分の報告に係る部分と予算に関連した部分についてご説明させていただきますので、内容についてご確

認いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回の議会では、専決処分の報告がございます。事前に配付させていただきました資料、左上に専決第9号と書かれたA4の資料をご覧くださいと思います。

今回の専決処分につきましては、令和4年12月23日金曜日のお昼過ぎに、小牛田地域の役場本庁舎の北側駐車場において、教育総務課のスクールバス運転手が駐車区画内に駐車していた相手方の乗用車にバスを接触させてしまい損傷させてしまったものでございます。

この物損事故による相手方の損害賠償の額を定めて、責任割合を町が100%、相手方がゼロ%として、町が相手方の損害額を支払うものとして和解することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

これにつきましては、同じく第180条第2項の規定により、3月会議において議会に報告いたします。

続きまして、もう一つの資料、美里町一般会計補正予算と書かれた資料をご覧くださいと思います。

事前に配付させていただきました資料につきましては、3月会議一般会計補正予算の教育委員会に関連する部分を抜粋したものとなっております。

表紙をめくっていただいて、1ページをご覧くださいなのですが、町の一般会計補正予算の全体といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,601万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3,005万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、令和4年度の各種事業について執行残となったものを減額補正するものであります。

資料の、少しページが飛びますが11ページをご覧くださいと思います。

こちらのページに記載されているもの、債務負担行為の補正につきまして、教育委員会関連はこの表の一番下、ふどうどう幼稚園の非常通報装置保守点検業務委託料12万5,000円を、令和5年度から令和6年度までで債務負担行為として計上しております。

こちら以降のページは、教育委員会に係る10款の補正予算につきまして、こちら先ほど申し上げましたとおり、10款教育費につきましても現在の各項の執行見込みを立てて不用となるものを減額することが今回の主立った補正の内容となっております。そのため、各款項目、三角で、マイナスで減額という補正が主立っております。

ただ1点、増額の補正がございますので、この場をお借りしてご説明させていただきたいと

思います。

こちらの資料の18ページ、19ページをお開きいただければと思います。

こちら10款4項幼稚園費、ページ真ん中より下です。こちらの右の説明の中の幼稚園施設管理、こちらで49万5,000円の増額の補正を計上してございます。これにつきましては、ふどうどう幼稚園の屋外の防犯カメラ、こちら現在6台設置して、職員室で6台のカメラを監視できるような体制としておりますが、こちらの6台のうちの3台、撮影画像が不明瞭となる不具合が見られまして、これが2月あたりから撮影画像のほとんどが黒くなり見えない状況となりました。防犯カメラの取扱業者に現場を確認していただいたところ、経年劣化によるカメラ本体の不具合ということが判明しました。その交換に要する費用について補正予算をお願いするものでございます。こちらは、補正予算が認められれば、安全安心をつかさどる部分でもございますので、すぐに発注を行いまして、3月末までに業務を完了させる考えであります。

ほかに、本日資料は配付しておりませんが、3月会議では、新年度予算、令和5年度予算の審査がございました。これにつきましては、さきに内容について委員の皆様にご意見をお願いしていたところでございますが、10款の教育費につきましては、令和5年度の予算額は15億7,523万3,000円で、令和4年度の10款と比較いたしますと8,662万円の減額となり、率にしてマイナス5.2%の減額となっております。

こちらの内容につきましては、議会の教育民生の分科会の中で、細かい部分を教育総務課の職員も出席した中で質疑を受けながら対応していくこととなります。今回の議会につきましても、例年と同様に、おおむね20日前後の会期となるのではないかと考えているところでございます。

3月会議の報告につきましては、3月の教育委員会定例会の中で一般質問も含めてその内容につきましていろいろとご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、私からの資料の説明とさせていただきます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。（「すみません」の声あり）佐藤次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 補足をさせていただきたいと思えます。

一般質問が出ておまして、教育委員会に関する部分が全体の半分以上ぐらいかなというところございまして、その内容を委員の皆様にも早めにご覧いただいたほうがよろしいと思

ますので、今準備しておりますので、あとお配りしたいなど。多岐にわたっていろいろ出ておりますので、ご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまご報告のありました美里町の一般会計補正予算につきまして、委員の皆様から特にご質問がないということで、異論等についてもございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないということとさせていただきます。委員会では異論がないということ、町長部局のほうにご報告を願いたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

日程 第13 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第13、美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、事務局からの説明をお願いいたします。青山係長、お願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、私より協議事項でございます美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

本件につきましては、既に総合教育会議でやっておりまして、そちらのほうで町長部局との協議も既にさせていただいたところがございます。その後、議会全員協議会でもお話を整理させていただいてございますが、改めてこちらに伴い、この4月1日に向けまして、関係法規のほうを改正する部分が非常に多岐にわたりますので、今回はその大本となります教育委員会組織規則の一部を改正する旨についてご説明をさせていただきます。

こちらは事前協議という形で、最終的には3月の教育委員会定例会のほうで上程を見込むものでございます。なお、ご説明に当たりましては、今回まず改正に係るご説明、その後、今回の改正に伴いどういった例規が主立って改正になるかという全体像をご説明させていただきます。そちらが終了の後、教育次長のほうからも事務局長に関わる場所のご説明を補足させていただきます。そのような構成でお願いできればと存じます。

では、ご説明させていただきます。

まず、資料につきましては、既にお配りしている資料でございます。下にページ番号を付しております。

1 ページから 3 ページについては、これは改正文でございますので、ご説明につきましては次ページの 4 ページ以降をご覧くださいのところでございます。

まず、本規則の改正については、この新旧対照表を使用しながらご説明させていただきます。

5 ページからご覧くださいませ。

この 5 ページに係りましては、まず第 6 条、これは教育委員会教育総務課内の課及び係の設置に関する条でございます。こちらの今現行設置しておりますものが表の左側、右側が改正案でございます。

まず、室のところに「学校教育支援室」を設置するものでございます。あわせまして、室内の業務執行をする係として「学校教育推進係」というものを設置するものでございます。あわせまして、1 つ上の学校教育環境整備室です。従来係が設置されていないという状況でございましたので、今回の組織改編に伴い「学校教育環境整備係」というものを新規で設置するものでございます。

なお、従来に係につきましては、一旦整理が発生しまして「学校教育係」、「文化財係」、「学校給食係」、この 3 個の係については一旦整理がかかっています。学校教育係については、さきに述べました学校教育推進係に新たに形を変えると。文化財係については社会教育係、学校給食係については総務係にそれぞれ加えるという形でございますので、こちらの係については全て除くという形で表を改めるようなものでございます。

続きまして、第 9 条をご覧くださいませ。

ただいま申し上げました表の変更に伴いまして、各係の事務分掌を第 9 条で整理をかせせていただいております。

まず、総務係につきましては、従来事務分掌をもう少しコンパクトにするような形で整理をかせせていただいております。そちらにあわせまして、今回学校給食係の事務がこちらに統合される関係もありまして、その旨を今回新たに入れさせていただきます。

また、今回の改編に伴いまして、総務係と新しい学校教育推進係の事務というのが従来非常に多岐にわたるものでございました。ここについても改め、おのおのすみ分けを明確にした上で、新たに事務分掌を明確に分けたところがございます。大きな変更点としましては、特に幼稚園に関わる事務が学校教育係と総務係それぞれで分かれていたというところで、一貫性がなかったところがありましたので、今回、従前の預かり保育に関することは全般的に総務係のほうに入れさせていただきます。このことで幼稚園に関する事務については一貫して総務係のほうで行うような改正としております。

その他のところで申し上げますと、奨学資金、あとは独立行政法人日本スポーツ振興センター、就学援助、これはちょうど7ページに記載があります。こちらについては、従前学校教育係に位置していたものでございましたが、総務係がどうしても、補助金、給付金に関わる、どちらかというとお金の歳出入が非常に多い係でございましたので、こちらにこれらの事務分掌を全て統合して、比較的効率的に事務を進められるようにというところで、このような案を設けたものでございます。

続きまして、次ページ以降でございます。

8ページ以降につきましては、まず管理係は、多少の字句の修正程度でございます。

次ページ、9ページの社会教育係に従来の文化財係の事務を入れているところでございます。

学校給食係につきましては、さきに総務係のところで申し上げたとおり、事務を全て総務係に集約しておるところでございます。

10ページをご覧くださいませ。

10ページにつきましては、学校教育環境整備室に関わる「学校教育推進係」というものを新たに入れております。

その下、新たに設けました「学校教育支援室」及び「学校教育推進係」の事務分掌でございます。基本的には旧学校教育係のものを中心に今回は組み入れたものでございますが、先ほど総務係でもお話ししましたように、比較のお金のやり取りに関わるところはおおむね従来の学校教育係の事務分掌から除きまして、本来の設置目的であります学校の悩み事、相談事を重点的に業務を行うという目的でございますので、そちらを中心とした事務分掌をこちらに新たに入れておるところでございます。

続きまして、11ページをご覧くださいませ。

第12条でございます。そちらについては、さきにご説明させていただきましたとおり、新たに「教育次長」の職を「事務局長」というものに改めるものでございます。関係する部分については、同条第2項も同様でございます。あわせまして、こちらの表に記載の職務についてもこれは新たに、案のような形でございますが、記載の職務案というのをこのような形で付させていただきます。

例規上の改正事項については以上でございます。

続きまして、12ページをご覧くださいませ。

ここからにつきましては、今回の教育委員会事務局の改編に伴う全体的な例規、こういったものが変わっていくのかというところのご説明をさせていただきます。

まず、大きな1番としまして、改編に伴いそもそもどういった事項が変更になるかというのをまとめさせていただきました。1)から順をたどってご説明させていただきます。

まず、1点目としては、従来の教育委員会事務局の中に位置しておりました「教育次長」という職を「教育委員会事務局長」というものに職務を改めるものでございます。

その下、2)でございますが、さきの新旧対照表でも申し上げさせていただきましたが、室及び係の新規設置、それに伴う廃止というものでございます。設置と廃止につきましては、先ほどの新旧対照表でも申し上げたとおりでございますので、こちらについては記載のとおりでございます。

続きまして、3)でございます。こちら先ほどの新旧対照表でご説明させていただきましたので、細かい説明については恐縮ですが割愛させていただきます。

4)でございます。こちらにつきましては、新たに学校教育支援室を立ち上げることに伴い、従来の指導員さんたちであります「学校教育専門指導員」、「青少年教育相談員」、「特別支援教育専門員」、こちらを全て「学校教育支援専門員」という形で一つの職にまとめるというものでございます。ただ、内容については、もちろん従来の業務を引き続き集約するという形には特に大きな変更はございませんので、この新たな職を設置するというものでございます。

大きな2番としまして、これらの点を踏まえた上で、どういったものが例規上、今後改正するかというものでございます。

一部改正から新規制定、そして廃止に伴うものでございますが、まず一部改正につきましては、今回の主題でもございます組織規則、あと以降につきましては、教育委員会教育次長の職務が事務局長に変わることに伴う変更でございます。2)から4)に係るところがその旨の一部改正事項というものでございます。

新規設定につきましては、こちら先ほど申し上げました学校教育支援専門員の設置に伴う要綱を制定しておるところでございます。

最後に廃止でございますが、こちらはさきの学校教育支援専門員を設置するに当たりまして、以前の指導員、専門員、相談員、こちらに係る例規のほうを同日付で廃止するというものでございます。

なお、こちらの一通りの改正の根拠たるところがさきに申し上げた変更点でございますが、町長部局の例規にも一部内容が含まれているものもでございます。それがこちらに記載の1)から、次ページ13ページにあります4)までのところでございます。これらの件については、所管が町長部局になりますので、関係する部局との協議をしっかりと連携を取りながら、しかる

べき日付でしっかり施行ができるような形で事務のほうは進めていきたいと考えております。

続きまして、大きな3番でございます。こちらについては実務の取扱いについてのご説明でございますが、とあるイメージ図を添付させていただきました。これは実は一般でも閲覧が可能でございますが、町の例規システムという美里町に存在する例規が全て閲覧できるシステムでございますが、この各システム上の所管に実は各係というものが設置されております。これが今、一部分をこのように切り取っておりますが、この係も結局は4月1日以降の改正に伴い変更が必要になってくるというところでございます。

こちらについては、次ページ14ページから15ページに係りまして、今各例規の所管を一覧でお示ししているところでございます。こちらを4月1日付の係に変更することで、これを一括で更新するという形を、これは所管が総務課になっていきますので、そちらのほうで今後は協議していくというところで事務を進めていこうと考えておるところでございます。

以上のところが主立った改正事項及び改正に係る今後の進め方というものでございます。

最後に、冒頭申し上げさせていただきました教育次長を事務局長に変更することについて、16ページでございますが、教育次長からご説明をさせていただきます。

○教育長職務代理者（留守広行） 佐藤教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、学校教育支援室を設置するというところで、総合教育会議を2月13日に行っていただきまして、それを踏まえて、それを基に2月16日に議会の全員協議会で説明をさせていただいているところでございます。その説明に基づいて今回いろいろと一般質問をいただいているという状況であるということで、ここを報告してございませんでしたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

その方向で進めるということで、それに伴う例規等の改正が必要だということで、ただいまもろもろの手続が必要だと、今後進めていくということでご説明をさせていただいたところでございます。

それで、教育次長を事務局長に変更することにつきましては、まず教育次長というものはどういうものかということなんですけど、いろいろ調べてみても明確なものはないというところでございますが、教育長の次席ではないということは明確であるということで、教育長の代行につきましては、資料を読んでいただいたとは思いますが、職務代理者が代行するということになってございますので、教育長の代理ではないというところでございます。要は事務局の事務局長だということで整理をしているところでございます。

それで、事務局につきましては、事務局単独でいろいろ考えて執行するわけではなく、教育

委員会を決定機関として、必要な提案をしながら教育委員会の決定に基づきながら、教育委員会の手足として事務局は仕事をしているというところで、そこをしっかりと押さえる必要があるということで、教育委員会の決定に基づいた事務をしっかりとやっていくということで整理をさせていただいているところでございます。

それで、しからば事務局長を明確に位置づける必要があるということでございまして、やはり事務局長につきましても、教育委員会教育長、教育委員の皆様の補佐をするというところが非常に大きいところなのかなと思っております、資料16ページでございますけれども、一番下の事務局長の具体的な職務というところで、やはりここに書いておりますけれども、大きな計画、美里町総合計画・美里町総合戦略、あとは美里町教育振興基本計画、今は教育大綱も兼ねてございますけれども、こういうものの立案、たたき台を提案するというところ。あとは、これも非常に重要なものでございますけれども、教育委員会の自己点検評価の補助。これは教育委員会がやるものでございますので、その補助をしていくと。あとは、しっかりと事務局職員に必要な内容をしっかりと出してもらおうというところをやっていくと。あとは、重要課題に関する町長部局、関係機関との調整ですね。あとは、重要課題に関する教育機関、これは学校等ですね、あと附属機関、ここの調整と。こういうものがあると。ちょっと漏れましたけれども、(3)で総合教育会議の調整という部分もあるということで、このようなことを事務局長がしっかりとやっていくと。

これまで教育次長の位置づけというものが明確ではなかったもので、それをしっかりと明確にしながらか、今後しっかりと役割を果たしてまいりたいために、今回は教育次長を事務局長とさせていただきたいということで、その方向で今進めさせていただいているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、この日程第13につきましては、3月の定例会で議案として上程をする予定でございますので、その際に修正箇所がございましたら、どうぞ事務局のほうにお願いをしたいと思います。

ここで10分間ほど休憩を取りたいと思いますので、再開は、午後2時45分からということでお願いしたいと思います。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○教育長職務代理者（留守広行） 休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

日程 第 1 4 美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第 1 4、美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について、事務局からの説明をお願いいたします。青山係長、お願いします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、私より美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について、協議事項としてご説明をさせていただきます。

本規則の改正につきましては、こちらさきに述べさせていただきましたが、教育委員会事務局の組織改編に伴う事務の改正とご理解いただければ幸いです。

既に事前配付させていただいております 2 枚ものの資料をご覧くださいませ。1 枚目につきましては本規則の改正文でございます。めくっていただいて、2 ページ目につきましては、新旧対照表でございます。

今回のご説明につきましては、2 枚目の新旧対照表を使ってご説明をさせていただきます。

改正事項につきましては、第 3 条第 2 項第 2 号に係るところのみの改正でございますが……、失礼いたしました。こちらが、大変恐縮でございます、元の現行の部分、美里町教育委員会「事務局長」となっておりました。大変失礼いたしました。こちらは「教育次長」と改めていただければ幸いです。こちらの第 3 条第 2 項第 2 号のところ、美里町教育委員会「教育次長」となっている部分を改め、美里町教育委員会「事務局長」に改めるというものでございます。この点のみが今回の改正案でございます。

今後につきましては、3 月の定例会で本規則の改正に伴う議案の上程を予定してございますので、その点お含みの上でご協議いただけると幸いです。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないようでございますので、ただいま説明の中にもございましたとおり、3月の定例会で本議案を上程する予定でございますので、その際に修正箇所がございましたら、改めてご説明をお願いいたします。

では、次に進みます。

日程 第15 美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第15、美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について、事務局の説明をお願いします。青山係長、お願いします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について、事前の説明のほうをさせていただきます。

本規則の廃止に関わるところにつきましては、これもさきに述べさせていただきましたが、美里町教育委員会事務局の改編に伴うところでございます。今回に伴いまして、従前の学校教育専門指導員につきましては、学校教育支援専門員に統合するということで予定しておりますところでございます。

この点に関わる規則の改正については、既に申し上げさせていただきましたが、4月1日からの施行、その同日に合わせるような形で、美里町の学校教育支援専門員、こちらに関わる例規も4月1日時点で施行を想定しておりますところでございます。

この点を踏まえまして、従来の学校教育専門指導員につきましては、4月1日をもちましてもう新たなものに統合されるということでございます。そこを踏まえて、今回4月1日から施行する本規則については廃止するというところで予定しておりますので、その点お含みいただいてご協議いただけると幸いです。

なお、こちらの規則につきましては、令和5年3月の定例会において議案として上程を予定しております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ご質問等なければ、ただいま説明がありました規則について、3月の定例会で議案として上程をする予定でございます。その際に修正箇所等々がございましたら、改めてご説明をお願いいたします。

それでは、次に進みます。

日程 第16 美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第16、美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について、事務局から説明をお願いいたします。青山係長、お願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について、ご説明させていただきます。

本規則の廃止につきましては、さきに説明させていただきました学校教育専門指導員の設置規則の廃止と基本的に理由は同様でございます。

美里町教育委員会事務局の改編に伴い、美里町教育委員会組織規則の一部改正、あわせて、学校教育支援専門員の設置に関わる要綱の施行を予定しているところから、本規則に規定しております特別支援教育専門員につきましても、学校教育支援専門員に全て統合するというところを予定しておりますので、令和5年4月1日から施行するものにつきましては、同日付をもって廃止という形で予定しておるところでございます。

なお、本規則につきましても、令和5年3月の定例会において議案として上程を予定しておるところでございますので、その点お含みの上でご協議いただくと幸いです。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ただいまの説明の中でもありましたとおり、3月の定例会で議案として上程をする予定でございます。その際に修正箇所がございましたら、改めてご説明をお願いいたします。

それでは、次に進みます。

日程 第17 美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第17、美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について、事務局から説明をお願いいたします。青山係長。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、私から、日程第17でございます、美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について、ご説明させていただきます。

まず、資料につきましては、事前に配付させていただいておりました3枚ものものとじているものをご覧くださいませ。

まず1ページ目には、美里町長への協議文の案、こちらをお示しさせていただきました。

2ページ及び3ページにつきましては、根拠となる地方自治法及び同法施行令を記載させていただいております。

こちらの、まず協議の必要性につきましては、これは2ページに地方自治法の第180条の4に係る条文を掲載させていただいております。こちらの第2項に記載があります条文が今回の根拠となっておりますでございます。

簡単にですが、こちらでご説明させていただきます。地方自治法第180条の4第2項にはこのような規定がございます。「普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない」と、このような既定でございます。

ここの条文中の「政令で定めるもの」というのが2行目でございますが、この「政令で定めるもの」というのが3ページでございます地方自治法施行令、これが政令に該当するものでございます。こちらの第132条各号に定めるもの、これが事前に協議する事項でございますが、こちらの第1号をご覧くださいませ。

こちらに「局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項」と記載があります。直接的に今回の改編につきましては課の新設ではありませんが、今回、この第1号に記述の「（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）」と、こういう部分がございます。今回、学校教育支援室の設置に伴い、こちらも室

長という立場の者の設置を想定していることから、実際下部とまではいかないんですけれども、それに準ずる組織の新たな新設と解釈が取れると見ております。

そのことから、先ほどの地方自治法の第180条の4第2項でございました地方公共団体の長が、今回でいうと美里町長でございます。こちらのことの協議が事前に必要ではないかというところがございますので、今回1枚目にありました協議文書において、美里町長と今後は協議を進めるというところで予定しております。

事前に総合教育会議等を通しておりますので、ある程度中身のほうは既にご存じかと思いますが、改めてこの根拠法令上の正式な書面協議というのをさせていただきます。

それに伴い、さきに述べさせていただきました組織規則の改編など、こういうものの資料も併せてこちらに添付を予定しているところがございますので、ある程度の時期につきましては、3月の定例会、ここを一つの目安にしまして、こちらで議決いただいた後に正式に協議文書を発出してはいかがかなというところで、案という形で今回はご説明させていただきました。この点含め、教育委員の皆様にご協議のほどいただければ幸いです。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 学校教育支援室ができてちゃんと機能すれば、不登校とかそういう子どもたちがすごく助かるなって思うんですけれども、4月1日から任命されると。子供たちは4月1日には次の学年になるわけですよ。そうすると、もし支援室ができるとしたら、その不登校の子たちになるだけ早く、次の学年だから、もし来られたら来ていいんだよっていうふうに言ったほうが私はいいと思うんですよね。ほかの子と同じように新学期。そうすると、どこら辺まで、もう何か、例えば阿部先生たち御3人は、次の支援室の設置について何か3人で協議じゃないけれども、少しこういうふうにしよとか、やっぱり何かができるということは、それに対しての目標というか、その手段とかそういうのをやるじゃないですか、私たち1年間の。それでどのぐらいできたか反省を、その目標に対してどこがまずかったかとかやって、それを1年間で研究するじゃないけれども、大抵そういうふうにするんですけれども、そういうようなもの、学校教育支援室に対しての考え、3人での相談とか、そういうのはまだしていないんですか。多分言っていることは分かると思うんですよ。

それから、不登校とかも、何回も私言っているように、例えば貧困とか、ヤングケアラーとか、精神的なものとか、家庭とか、発達障害とか、学力とか、いっぱい理由があると思うんで

すよね。そうすると、スクールソーシャルワーカーとその3人が、こういう感じ、ウイングの、そこら辺がどこがいっぱいなのかというので、とにかくよく相談して、その3人が、この不登校というか結構多いじゃないですか、主になってやる人はとか、この子はこっちの原因のほうが多いだろうとか、そういう情報交換とか、もちろん1人だけじゃなくて何人かで考えられるいくつかの原因に対応しなきゃいけないとか、そういうのをパソコン上で共有する、カルテみたいに。それから、例えばスクールソーシャルワーカーが何か対応したらそこに入れて、ほかの先生も見られるとか、何かそういうようなのとかいろいろ考えて、なるだけ早く手を打たないと、4月1日からは難しい。何というか、なるべく早くやらなきゃいけないと思うんですよね。今の仕事もまとめなきゃならないとかもあるから大変だと思うけれども、やっぱり子供のためにつくるわけだから、なるだけ効果が上がるように。それから、1年で効果が上がるのはとても難しいとは思いますが、その効果が上がらなくても、来年はこういう方法で攻めてみようとか、効果が上がるようにやってみようというその結果と反省、そういうのが分かるような、何かそういうのをなるだけ早くつくってやらなきゃいけないと思うんですよ。特別支援教育の場合は、学期ごとに計画を立てて、その学期がどうだったか反省をやって、次にこういう方法でやってみようと、私は特別支援は2年しか持たなかったけれども、そういうのをA3ぐらいの紙でつくってやった記憶がありますね。前学期の反省をして、それから親の希望も年度初めに聞いて、子供の希望とかも聞いて個別指導計画をつくって、もちろん各教科の目標や各学期の反省もしていろいろとやった記憶があるんですけれども、なるべく子どもに合ったものを早くつくって、大変だとは思いますが、でもそれをしてほしいなと思います。

以上です。

○教育長職務代理人（留守広行） 佐藤次長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ご意見ありがとうございます。今回、支援室を設置するという事は、教育委員会として決定していただいて、それに基づいて効果的に、効果を出していくために設置するものでございますので、ただいまの意見も十分踏まえてこれから準備を急ぎたいなと思っております。やはり組織として課題を共有してやっていく必要があると。

それで、当然専門員の先生方たちに実情をいろいろ捉えていただきながら、やることを教えていただきながら、学校とも連携してやっていくと。それを教育委員会のほうにもご報告させていただきながら、あとは必要な協議をやっていただきながら進めてまいりたい。今まではちよっともやっとした感じで、何かうまく一つ一つの案件に手が届かないとか、問題解決につな

がっていかなかったというところを反省してございますので、やはりこれは全体的に、先ほどリストというお話もございましたけれどもよく見て、一人一人の状況をよく見ながら、改善に向けた取組を組織的に進めていくと。

なので、現状を捉えながら、先生に捉えていただきながら、支援室でしっかりと共有して、必要な情報を教育委員会にお出しして、報告させていただく、あとは協議していただくというような手続をしっかりと取りながら適切にやってまいりたいと考えておりますので、次回の教育委員会まで、ある程度準備状況とか、4月1日からの考え方等々をお示しできるように準備をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ほか、ご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、ないようであれば、ただいまご説明があった内容で、町長との協議をしていただきたいと思います。

それでは、以上の内容で協議のほうをお願いいたします。

その他

○教育長職務代理人（留守広行） では、その他のほうに入らせていただきます。

その他の、行事予定等についてですが、本日配付をしましてとおりでございまして、教育長の部分がまだ網羅されておられませんので、そのほうをご了解いただきたいと思います。次回の会議の際に改めてお示しさせていただければと思うところでございます。

それでは、次に行きます。

中学校体育連盟における保護者の負担金について、事務局からの説明をお願いします。佐藤次長、お願いいたします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

中体連の負担金というのは、県の負担金と遠田郡の負担金、2つございます。それで、県の負担金につきましては、いろいろ新聞報道でもございましたけれども、運動部活動じゃない子供たちからも徴収しているという話があって、岩沼ですかね、それでそういう話もあっていろいろと見直しを中体連のほうで検討してきたところでございますが、やはり例えば部活動の

部分だけじゃなくて、陸上競技大会、あとは駅伝大会というものもあって、運動部活動に所属している子供だけが中体連の行事に参加するわけではない。学校として参加しているという捉え方をしているということでございまして、徴収の仕方は生徒1人当たり幾らとなっておったんですけれども、今回からは何人から何人までと学校規模で、その規模に応じて負担金が定められまして、それを学校が納めると。これは県の負担金でございますけれども、そういう方式にするということでございます。

それで、我が町においては、昨年も町が県の分も負担しておると。町が県の部分を負担しているので、保護者負担というのはございませんでした。それで、保護者負担というのが、これは郡の中体連を行うための負担金。郡の運動部活動の大会、あとは駅伝大会、陸上競技大会。これに対してそれぞれの保護者から負担金、これは600円程度、これを学校のほうで保護者から集金をして、そして賄っていたというところでございます。

それで、来年度どうするかというところで、これまで財政当局、町長部局とうちのほうで話をしてきたのですが、不確定な部分がずっとありましたので、今のところまだ協議中ということでございますが、近隣、同じ郡でいきますと、涌谷町では町で負担するというところで、これはもう早々に予算措置をするということで、もう既に予算措置が取られているところでございます。我が町におきましても、それを踏まえて、これからしっかりと協議をして、公費負担にするのか、はたまたこれまで同様保護者からの負担にするのかというところを定めて、必要に応じて、必要であれば予算措置を、補正予算（第1号）と、もう予算案は来年度決まっておりますので、1号補正という形で上程したいと思っておりますので、今後、これが定まりましたらご報告をさせていただくと。公費負担にするのかという部分ですね。そうすると、予算措置が必要になりますので、それを措置すると、これまでやっていた県の部分に加えまして、遠田郡の部分も公費負担となるのか、ちょっとその辺まだ不明確でございますので、分かり次第ご報告をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

- 教育長職務代理人（留守広行） ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進めさせていただきます。

今後の中学校における部活動の在り方について、事務局からの説明をお願いします。佐藤次長、お願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 資料の表です。美里町内中学校の部活動の種類等内訳表というのを見ていただきたいと思います。今日は協議というわけではなくて、こういう資料がありますということで情報提供でございます。

これは令和4年5月現在の部活動の種類、あとそれぞれの所属人数、そういうものを表したものでございます。現在は100%参加しているという状況でございます。運動部活動が7割、文化部活動が3割という割合になってございます。詳しくは表をご覧いただければ分かりますので、こういうものを基に今後も引き続き部活動の在り方について検討してまいりたいというところと、裏面になります。

これは運動部活動の地域移行検討資料ということで、種目がございまして、部活動があるものは丸、ないものはバツにしております、あとはそれぞれ体育協会加盟協会がどういうものがあるのか、あとはスポーツ少年団がどういうものがあるのか、あとは施設利用登録団体、こういう団体が登録してやっているというものを示したものでございます。

部活動の地域移行を考えたときに、やはり受皿となる団体をどうしていくかというところが非常に大きいところでございますので、我が町の場合、宮城県内で唯一スポーツを町長部局で執行している町でございます。市町村のうちですね。通常ですと教育委員会で全て、文化・スポーツ含めて教育委員会でやっているのですが、我が町は、地教行法の特例を使いまして、スポーツと文化、これを町長部局で行っている。これ実は県のほうもそうで、スポーツについては知事部局でやられているというところでございます。

なので、うちのほうの考え方だけで進むというわけではなく、主体である町長部局、今はまちづくり推進課でスポーツの部分をやっておりますけれども、そこと連携しながら進めていかなければならない。受皿をどのようにしていくかということを進めていかなければならないというところでございます。

今回は、こういう資料があるということで、こういうものを基にいろいろ考えていきたいということで、資料提供ということでございます。いずれ本格的には4月以降、支援室が立ち上がりましたら、その中でいろいろと具体的な検討を進めながら、教育委員会で必要な協議を行っていただきながら進めていくことになると考えてございますので、よろしくお願ひしたいところでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないようであれば、次に進めさせていただきます。

令和4年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式の出席者の案について、事務局からの説明をお願いいたします。青山係長、お願いします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、私より令和4年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式、こちらについては出席者の調整という形でご説明させていただきます。

資料につきましては、本日机上に事前配付させていただいております。今年度の各小中学校卒業式、そして町立幼稚園の修了式、こちらが3月、それぞれの各日程で予定されているところでございます。日程の詳細につきましては資料に掲載させていただいております。例年、こちらの卒業式及び修了式に各教育委員及び教育長、必要に応じて事務局の各職員のほうで出席をさせていただいたという経緯でございました。

今回、昨年及びそれ以前の出席状況等も踏まえ、極力昨年度とは重ならないような形と、あとは各教育委員の皆様についてはある程度公平性を保つために、出席数を同じ回数になるような形で、今回（案）という形で別紙のとおりお示しさせていただいたところでございます。

今後、今日の段階では、まず各委員にこちらをご覧いただいた上で、ご都合の可否等を事前にお伺いできればと考えております。修正したものにつきましては、改めた形で各教育委員の皆様にお示しはさせていただこうと思っております。そちらに伴い、町長部局のほうでも各役職の者が出席する関係もございまして、まず取り急ぎこちらのほうで確定させた後、町長部局のほうにそれを配付して、あちらでも調整を図っていくというのが今後の流れになっていくかと思っております。

ですので、今日の時点では、各教育委員の皆様に、こちらの一応（案）という形をお示しさせていただいたものについてのご自身のご都合の状況だけでも確認いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

それでは、本日段階でございますけれども、今、案として示された日程等が重なっているという方があれば、どうぞお申し出いただければと思いますが。大森委員。

○委員（大森真智子） すみません。私ごとで申し訳ないんですが、小学校の卒業式のほうが、すみません、自分の娘の小学校の卒業式と重なっております。というところで調整いただけないかなと思っています。

○教育総務課総務係長（青山裕也） こちらについては、もうこの日は各教育委員の皆様と教育長、次長にもご参加いただいているという形ですので…。課長でもいいということですか。

○委員（大森真智子） もし、教育長さんがいらっしゃったので、何かここに入る理由があったらまたそれは別なんですけど、変えていただけるのであれば、そちらで教育委員として参加は。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、ちょっとこの件については、大変申し訳ございません、一旦持ち帰りをさせていただきまして、調整が効くかというところで。

○教育長職務代理者（留守広行） 調整をお願いいたします。大森委員からのほうはそういうことで。ほかの委員のほうで予定等あるという方があれば、お申し出いただければと思いますが。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） では、大森委員の調整だけお願いしたいと思います。

それでは、なければ、次に進めさせていただきます。

令和5年3月教育委員会定例会につきまして、当初の日程表どおり、令和5年3月27日（月）曜日、午後1時30分、この美里町南郷庁舎でということによろしゅうございますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、予定どおりこの日程でお願いをいたしたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和5年2月教育委員会定例会を閉会いたします。大変皆様ご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年3月27日

署名委員

署名委員
